年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立期間①、②及び③について、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における標準賞与額の記録を申立期間①は19万円、申立期間②は10万円、申立期間③は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月27日

② 平成17年12月26日

③ 平成18年12月20日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①、② 及び③に係る賞与の記録が無い旨の回答を得たが、当該期間当時、A事業所 から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が提出した賞与明細書から、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①、②及び③ 申立人に係る標準賞与額については、賞与明細書から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年8月27日は19万円、17年12月26日は10万円、18年12月20日は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主から回答は無いが、申立期間①から③までにおいて、申立人と同様に申立事 業所から賞与を受けたとする複数の同僚について、事業主は、当該期間に係る 賞与支払届の提出をしていないと回答していることから、社会保険事務所(当 時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 49 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。申立期間当時、A事業所B工場から同事業所本社に異動したと記憶しているが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の 訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC事業所(A事業所が名称変更)から提出された従業員台帳により、申立人は、A事業所に継続して勤務し(昭和 49 年 9 月 1 日 にA事業所B工場から同事業所本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 49 年7月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 9 月 1 日と届け出た にもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 8 月 31 日と誤って記 録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事 業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 2337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月頃から8年1月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について 厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所で約5年 間勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年1月頃からA事業所が経営するB店で約3か月勤務した後、C店の新規開店と同時に同店へ異動し、同事業所で約5年間勤務したことは間違いない。」と主張している。

しかし、A事業所の会社沿革によれば、C店は平成7年3月に新規開店したことが確認でき、当該事業所が提出した給与台帳から、申立人が当該事業所に勤務した期間は、同年2月頃から12年2月頃までであることが確認できる。

また、上述の給与台帳によれば、平成7年2月から 12 年2月までの申立人に係る給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、A事業所は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出は行っていない。当時は、希望者のみ社会保険に加入していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、平成6年9月5日から 11 年4月1日までの期間について、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

加えて、D市の回答から、平成 11 年 2 月 4 日から 12 年 5 月 21 日までの期間 について、申立人は国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2338

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 23 日から 32 年 10 月 9 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者 台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時) から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務 処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 33 年 12 月 15 日に支給決定されているが、 当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、48 年8月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに 不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。